

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する府省庁からの回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	再検討要請に対する府省庁からの回答
02401	NPO法人伊豆未来塾 イーローケーション株式会社	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)
04805	大潟村	大潟村地域活性化 推進特区	村内には公共交通機関が乏しく、鉄道や民間のタクシー会社もないことから、大潟村に訪れる場合や村内を観光する場合には車の利用が不可欠である。そのため、大潟村の最寄り駅から村内へ移動する場合や村内を観光する場合のみ宿泊施設事業所等が所有するバスや自家用車を活用する。	一般旅客運送事業を行う場合には、国土交通大臣の許可が必要。	道路運送法第4条	国家戦略特別区域法第16条の2 (道路運送法の特例)の適用	国土交通省	自家用有償旅客運送は、バスやタクシーのみによっては十分な輸送サービスを提供することが困難である場合において、地域住民の生活に必要な旅客運送の確保について、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等の関係者が、自家用有償旅客運送により輸送を行う必要性があることを合意した場合に限って例外的に実施できるものである。 また、持続可能な地域交通ネットワークを維持・形成するためには、その地域における、既存の公共交通機関を含めた輸送機関の役割分担を明確化することが重要であり、そのためには地域の関係者が構成員となっている運営協議会等において議論がなされ、合意されることが必要である。その際に、運営協議会等での協議の結果として合意が得られれば、運送の区域と定められた地域とそれ以外の地域間の輸送を行うことは可能である。 国土交通省としては、地方運輸局等を通じ、必要な合意が得られるよう適切な助言を行ってまいりたい。	自家用有償旅客運送については、「地域住民の生活に必要な旅客運送の確保」ということで、旅客の範囲には観光客等、地域外からの来訪者については含まれないと認識しています。今回、当村から提案しているのは、観光客等に対する村内観光地への観光案内等に自家用自動車を活用することであり、その場合には国家戦略特別区域法第16条の2の適用を受ける必要があるということである。また、地域内の合意形成が必要ですが、地域とどの範囲になるでしょうか。(村だけでいいのか、運送ルートが通っている村以外の自治体も含む必要があるのか。)	国土交通省	自家用車によって有償で来訪者等を運送することについては、平成27年4月に運送の実施主体の弾力化及び運送する旅客の範囲の拡大について自家用有償旅客運送制度の見直しを行ったため、市町村長が認めた場合に可能である。加えて、国家戦略特区の特例を活用する場合も、自家用車による来訪者等の有償運送は可能である。 また、運営協議会等での合意を得る範囲については、あらかじめ路線を定めて運行する場合にあっては、路線上の自治体すべてにおける合意が必要である。他方、区域を定めて運行する場合にあっては、運送の区域となる自治体すべてにおける合意が必要である。なお、区域を定めて運行する場合にあっては、運送の区域と定められた地域とそれ以外の地域間の輸送を行うことが可能である。 また、具体的な事案については、地方運輸局等を通じ、適切な助言を行ってまいりたい。
01101	釜石市	重量物輸送効率化事業	新日鐵住金釜石製鉄所では、製品出荷に係る港までの輸送を全面トラック体制としているため、常に小ロット輸送の非効率性という課題に直面しており、これまで過去2回にわたり、構造改革特区(特例番号1205(1214、1221))の認定を受け、課題の解消に努めてきたところ。このような中、さらなる輸送効率向上の観点から、車両の大型化を検討したところ、関係法令等に定める車両の「軸重10トン(エアサス11.5トン)以下」という基準の緩和が必須と判断されることから、特区内、公道の横断に限る、軸重の規制緩和を提案するものである。	車両の軸重の最高限度	道路法第47条第2項、第47条の2 車両制限令第3条第1項第2号 道路運送車両法第4条 道路運送車両の保安基準第55条第1項 基準緩和と自動車の認定要領について(平成9年9月19日付自技第193号)	関係法令等によって定められている車両の軸重の最高限度「軸重10トン(エアサス11.5トン)以下」を、特区内、公道を横断する場合に限り、緩和する。ただし、緩和内容については、利用主体である新日鐵住金釜石製鉄所、日鉄住金物流釜石株式会社と当該公道の道路管理者である岩手県及び釜石市が、道路の管理に関する協定書等に基づき、協議したうえで、定めることとする。	国土交通省	軸重については、道路の舗装に対する直接的な影響が大きく、一定の上限值の設定は必要と考えております。 ただし、更なる輸送効率向上の観点から、軸重の最大限度について検討する趣旨は理解しておりますので、提案者から最大軸重の具体的な数値の提案があった場合は、その数値を踏まえ、構造改革特区の規制の特例措置としての緩和の可否について改めて検討したいと考えております。 なお、軸重の最高限度「軸重10トン(エアサス11.5トン)以下」については、道路運送車両の保安基準において、公道を横断する場合に限り、当該公道の道路管理者と調整の上で基準緩和が可能であり、現行法で対応可能です。	頂いた回答を踏まえ、下記のとおり、再提案させていただきますので、ご検討をお願い致します。 【再提案内容】 特区内、公道を横断する場合に限り、関係法令等によって定められている軸重の最高限度「軸重10トン以下」を「軸重11.5トン以下」まで、隣り合う車軸に係る軸距が1.3メートル以上、かつ1.8メートル未満である場合の軸重の合計限度「19トン以下」を「23トン以下」まで緩和する。なお、当事業の実施においては、利用主体である新日鐵住金釜石製鉄所、日鉄住金物流釜石株式会社が当該公道の道路管理者である岩手県及び釜石市と締結している、道路の管理に関する協定書等に基づき、適切に道路の維持・補修等を行う。	国土交通省	重量物輸送効率化事業では、通行経路が直進する横断で、かつ横断部分に橋、高架等を含まない場合、道路の構造(舗装)への影響の大きい軸重は遵守することを条件に車両総重量の上限は設けないこととしております。 今回ご提案頂いた内容は、車両制限令における規定のうち、「3軸トラクタの軸重」、「3軸トレーラの軸重」、「隣接軸重の合計」の三点を緩和するものであり、道路の構造(舗装)に大きな影響を及ぼす可能性がありません。 ご提案されている貨物(コイル)は分割可能なものであることから、減載頂くことで車両の通行は可能であると考えています。 そもそも、国家戦略特区等については、将来的な全国展開を見据えての特例措置ですが、今回のご提案内容については特殊車両通行許可制度の趣旨を大きく逸脱し、全国展開は現実的に不可能であることから、対応は困難と考えています。 なお、特殊車両通行許可については、道路管理者が地域の道路状況を踏まえて独自の許可基準を設けている場合もあり、御市においても独自の許可基準をご検討頂くことは可能です。 なお、ご提案のありました軸重や隣接軸重の基準の緩和について、道路運送車両の保安基準においては、公道を横断する場合に限り、当該公道の道路管理者と調整の上で基準緩和が可能であり、現行法で対応可能です。
06601	兵庫県	国際コンテナ戦略港湾「阪神港」の国際フィーダー船の新造時の納付金の免除	内航海運事業者が、地方港-阪神港間を運航する国際フィーダー船を新造する。	新たな内航船舶を建造する際には、日本内航海運組合総連合会へ納付金を支払うことが必要。(外航船は不要)	内航海運組合法第8条	地方港-阪神港間を運行する国際フィーダー船については、納付金を免除すること。	国土交通省	内航海運暫定措置事業については、日本内航海運組合総連合会が事業運営主体となり、船舶を建造する際の納付金により解散する際の交付金をまかない実施するものであるが、「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)に基づき、事業の早期解消を求められたことを受け、H27年度を以て交付金制度が終了。今後は累積債務約330億円(H27年度末時点)を納付金で返済する必要がある。 このような状況下において特定の港への納付金の免除を行うことは、同事業の早期解消を阻害するものであることから、これを認めることは困難である。	国際コンテナ戦略港湾政策は、国、港湾管理者、民間が協働で推進しており、さらに「阪神港」への集貨の促進を図るためには、集貨に寄与する船舶についての納付金の免除が必要であると考えられるため、対処を検討頂きたい。 なお、内航海運暫定措置事業に係る累積債務については、国で返済するなどの措置を検討されたい。	国土交通省	内航海運暫定措置事業に係る累積債務がある現状において、ご提案の「地方港-阪神港間を運航する国際フィーダー船について納付金を免除」することは困難である。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する府省庁からの回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	再検討要請に対する府省庁からの回答
00201	個人	古都鎌倉での民間開発に対する規制の撤廃	当該土地に関する各種規制の緩和を行い、保育園・幼稚園・病院(産科・婦人科・心療内科等)、高齢者施設を整備する。	1.民間が⑤欄に記載の施設の整備を行う場合、都市計画法の開発許可が必要なこと。	1.都市計画法第29条(開発許可)第1項第3号	1.民間が、市街化調整区域で⑤欄に記載の施設の整備をする場合、都市計画法第29条の開発許可を不要とすること。	国土交通省	ご提案の市街化調整区域における病院、高齢者施設等の立地については、周辺に薬局、商店、住宅等の建設が誘発され、スプロール化を引き起こすおそれがあるため、個別に都道府県等の許可に係らねばならないと認められ、一律に許可を不要とすることは困難です。 なお、現行においても、以下の開発行為は許可されることとなります。 ①主として開発区域の周辺居住者が利用する病院、高齢者施設等の建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為(都市計画法第34条第1号) ②開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為(都市計画法第34条第14号)	ご回答をいただきましたが、古都鎌倉は、海と山に囲まれ、土地に恵まれていないばかりか、都市計画法の開発許可制度により、土地の有効活用が困難となっております。このような特殊な土地については、保育園・幼稚園・病院・高齢者施設については、民間が設置する場合であっても、その施設の公共性から判断して、許可不要の特例措置の取扱いが出来ないかを再度検討願います。	国土交通省	ご指摘の施設の取扱いについては、前回回答のとおりになります。市街化調整区域における立地の可否は、開発許可権者である鎌倉市が判断することになります。 なお、現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けたときには、国家戦略特別区域法第22条により開発許可(都市計画法第29条第1項の許可)があったものとみなされることとなっております。
00202	個人	古都鎌倉での民間開発に対する規制の撤廃	当該土地に関する各種規制の緩和を行い、保育園・幼稚園・病院(産科・婦人科・心療内科等)、高齢者施設を整備する。	2.⑤欄に記載の施設の整備を行う場合、首都圏近郊緑地保全法により、知事に届出が必要なこと。	2.首都圏近郊緑地保全法第7条(保全区域における行為の届出)	2.⑤欄に記載する施設の建設その他の工作物の新築、改築又は増築を行う場合、⑦欄記載の規制を以下の扱いとすること。 第7条の知事への届出を不要とすること。	国土交通省	当該規制は、保全により得られる地域住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地が、開発行為により損なわれることがないよう、当該近郊緑地の保全に支障を及ぼすおそれのある行為について届出にかからしめるものである。 事業の内容にかかわらず、当該開発行為が当該近郊緑地の保全に支障を及ぼすおそれがあることを知事への届出によりあらかじめ確認し、必要がある認められる場合には助言又は勧告をできるようにしておく必要があることから、当該届出を不要とすることは適当ではない。 また、当該規制は、全国一律に適用するものではなく、首都圏における近郊緑地のうち、保全により得られる効果が著しいものを指定して適用するものであり、当該規制を不要とすることは保全区域の指定趣旨を損なうものであるため、適当ではない。	ご回答をいただきましたが、古都鎌倉は、海と山に囲まれ、土地に恵まれていないばかりか、首都圏近郊緑地保存法の制度により、土地の有効活用が困難となっております。このような特殊な土地については、保育園・幼稚園・病院・高齢者施設については、民間が設置する場合であっても、その施設の公共性から判断して、届出不要の特例措置の取扱いが出来ないかを再度検討願います。	国土交通省	当該規制は、保全により得られる地域住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地が、開発行為により損なわれることがないよう、当該近郊緑地の保全に支障を及ぼすおそれのある行為について事前の届出にかからしめるものである。 ご指摘の施設の設置を目的とするものも含め、当該開発行為が当該近郊緑地の保全に支障を及ぼすおそれがないかを知事への届出によりあらかじめ確認し、当該近郊緑地の保全上必要があると認める場合には助言又は勧告を可能とすることで、近郊緑地の保全を図る必要があることから、当該届出を不要とすることは適当ではない。 なお、当該規制は、建築物の新築等に係る事前の届出制度であり、ご指摘の施設の設置を禁止しているものではない。
00203	個人	古都鎌倉での民間開発に対する規制の撤廃	当該土地に関する各種規制の緩和を行い、保育園・幼稚園・病院(産科・婦人科・心療内科等)、高齢者施設を整備する。	3.⑤欄に記載の施設の整備を行う場合、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)により、歴史的風土保存区域はあらかじめ知事へ届出が必要なこと。	3.古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法) (1)第7条(歴史的風土保存区域内における行為の届出)	3.⑤欄に記載する施設の建設その他の工作物の新築、改築又は増築を行う場合、⑦欄記載の規制を以下の扱いとすること。 第7条の知事への届出を不要とすること。	国土交通省	当該規制は、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土が開発行為により損なわれることがないよう、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為について事前の届出にかからしめるものである。 ご提案のような公益性のある事業であっても、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれがあるものもあることから、当該届出を不要とすることは適当ではない。 また、当該規制は、全国一律に適用するものではなく、歴史上重要な地位を有する都市のうち、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を指定して適用するものであるから、特定の地域に限定しての規制改革の対象とすることは適当ではない。	ご回答をいただきましたが、古都鎌倉は、海と山に囲まれ、土地に恵まれていないばかりか、古都保存法の制度により、土地の有効活用が困難となっております。このような特殊な土地については、保育園・幼稚園・病院・高齢者施設については、民間が設置する場合であっても、その施設の公共性から判断して、届出不要の特例措置の取扱いが出来ないかを再度検討願います。	国土交通省	当該規制は、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土が開発行為により損なわれることがないよう、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為について事前の届出にかからしめるものである。 ご指摘の施設の設置を目的とするものも含め、当該開発行為が歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれがないかを知事への届出によりあらかじめ確認し、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれがある場合には助言又は勧告を可能とすることで、歴史的風土の保存を図る必要があることから、当該届出を不要とすることは適当ではない。 なお、当該規制は、建築物の新築等に係る事前の届出制度であり、ご指摘の施設の設置を禁止しているものではない。
00204	個人	古都鎌倉での民間開発に対する規制の撤廃	当該土地に関する各種規制の緩和を行い、保育園・幼稚園・病院(産科・婦人科・心療内科等)、高齢者施設を整備する。	4.⑤欄に記載の施設の整備を行う場合、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)により、歴史的風土特別保存地区にあつては、知事の許可が必要なこと。	4.古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法) (2)第8条(特別保存地区内における行為の制限)	4.⑤欄に記載する施設の建設その他の工作物の新築、改築又は増築を行う場合、⑦欄記載の規制を以下の扱いとすること。 第8条の知事の許可を不要とすること。	国土交通省	当該規制は、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土が開発行為により損なわれることがないよう、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為について許可にかからしめるものである。 これは、歴史的風土特別保存地区は、歴史的風土の保存上、歴史的風土保存区域の重要な部分を構成している地域であることから、現状凍結的な保存を図るため、厳しい制限を課しているものである。 このため、ご提案のような公益性のある事業であっても、政令で定める許可基準に適合しない限り歴史的風土特別保存地区における事業の実施は適当ではなく、当該許可を不要とすることは適当ではない。 また、当該規制は、全国一律に適用するものではなく、歴史上重要な地位を有する都市のうち、歴史的風土の重要な部分を構成している地域を歴史的風土特別保存地区として都市計画に定めることにより適用するものであるから、特定の地域に限定しての規制改革の対象とすることは適当ではない。	ご回答をいただきましたが、古都鎌倉は、海と山に囲まれ、土地に恵まれていないばかりか、古都保存法の制度により、土地の有効活用が困難となっております。このような特殊な土地については、保育園・幼稚園・病院・高齢者施設については、民間が設置する場合であっても、その施設の公共性から判断して、許可不要の特例措置の取扱いが出来ないかを再度検討願います。	国土交通省	当該規制は、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土が開発行為により損なわれることがないよう、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為について許可にかからしめるものである。 これは、歴史的風土特別保存地区は、歴史的風土の保存上、歴史的風土保存区域の重要な部分を構成している地域であることから、現状凍結的な保存を図るため、厳しい制限を課しているものである。 このため、ご指摘の施設の設置を目的とするものも含め、政令で定める許可基準に適合しない限り歴史的風土特別保存地区における事業の実施は適当ではなく、当該許可を不要とすることは適当ではない。